

○九州地方整備局告示第 24 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 28 年 3 月 8 日

九州地方整備局長 鈴木 弘之

第 1 起業者の名称 大分県

第 2 事業の種類 一般国道 212 号改築工事（耶馬溪道路・大分県中津市耶馬溪町大字金吉字兎登地内から同市耶馬溪町大字金吉字畑ケ田地内まで）並びにこれに伴う準用河川及び農業用道路付替工事

第 3 起業地

- 1 収用の部分 大分県中津市耶馬溪町大字金吉字兎登、字上ノ平、字幸田、字岸高、字高平、字内ケ迫、字菅ムタ、字田渕田及び字畑ケ田地内
- 2 使用の部分 大分県中津市耶馬溪町大字金吉字幸田、字岸高、字高平、字菅ムタ及び字畑ケ田地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県中津市耶馬溪町大字山移字下畑地内の耶馬溪山移インターチェンジから同市耶馬溪町大字大島字シンゴ地内の一般国道 212 号との結節点までの延長 4.8km の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 212 号改築工事（耶馬溪道路）並びにこれに伴う準用河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、「一般国道 212 号改築工事（耶馬溪道路）」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 100 条第 1 項に規定する準用河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当し、農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第 3 条第 5 号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である大分県は、既に本件事業を開始していること、一般国道 212 号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭

和 33 年政令第 164 号) による指定を受けておらず、また、本件区間が大分県内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により大分県が道路管理者となること、道路法第 74 条の認可を受けていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、大分県中津市を起点とし、同県日田市を經由し、熊本県阿蘇市を終点とする延長 129.5km の主要幹線道路である。

本路線は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）により重要港湾として指定されている中津港を抱える中津市を起点として、日田市を經由し、阿蘇市に至る主要幹線道路であり、大分県北部の社会経済活動、沿線における地域住民の日常生活、物流等の通過交通を支えるほか、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく「大分県地域防災計画」において第一次緊急輸送道路に指定されるなど重要な路線となっている。

このうち、本件区間に対応する本路線及び県道森耶馬溪線を合わせた区間（以下これらを「現道」という。）は、幾度となく自然災害による通行止め及び通行規制が行われているほか、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）等に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存するなど、主要幹線道路としての機能を発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、現道における災害危険箇所及び線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、また現道の機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、平成 20 年 3 月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については環境基準等を満足するとされており、騒音については、排水性舗装の施工により環境基準を満足するとの結果を得ている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に得られた知見等を踏まえて、平成 22 年 6 月及び平成 27 年 3 月に起業者が任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足するものとされており、騒音については、排水性舗装の施工により環境基準を満足す

るとされていることから、本件事業の施行にあたり当該措置を講ずることとしている。

上記の環境影響評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、シジミガムシ、ニホンウナギ及びオヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、ハネビロエゾトンボ、ウラナミジャノメ、ヤマトシマドジョウ、アカザその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているキエビネ及びキリシマエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、ホソバオグルマ、キンラン、ナツエビネ、サルメンエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置の実施により影響が回避・低減されるものと予測されている。主な保全措置として、サシバについては、営巣地が改変区域に近接していることなどから、樹林の伐採を極力抑え、夜間照明の光拡散防止などの措置を講ずることとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、今後、大分県教育委員会と十分協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所及び線形不良箇所等を回避するなど安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的として、道路構造令による第 1 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の自動車専用道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった中間ルート案（以下「申請案」という。）と、北側ルート案、南側ルート案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案と比較すると、取得必要面積は中位であるものの、宅地取得面積及び支障家屋は南側ルートと並んで最

も少ないこと、施工延長が3案中最も短く、急峻な地形での工事が少ないことなどから施工性が最も優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う準用河川及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幾度となく自然災害による通行止め又は通行規制が行われているほか、道路構造令等に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在することなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、中津市長を会長とする中津日田間地域高規格道路促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県中津市役所